

■ 地域計画の目的

市内文化財を確実に保存・活用していくには、市民や所有者、行政などが協力し合い、組織的かつ計画的に取り組む必要があるため。

■ 地域計画の位置付け

千葉市基本計画を上位計画とする、市内の文化財の保存・活用に係るマスタープラン兼アクションプランです。

この計画は、文化財保護法に基づくもので、千葉県文化財保存活用大綱と整合を図っています。

■ 計画期間

令和8～14年度（7年間）

※令和11年度に中間見直し

■ 計画の章構成

序章

- 第1章 千葉市の概要
- 第2章 千葉市の文化財の概要
- 第3章 千葉市の歴史文化の特徴
- 第4章 計画の基本理念と基本方針
- 第5章 文化財の保存・活用に関する課題・方針
- 第6章 文化財の保存・活用に関する取組み
- 第7章 文化財の保存・活用の推進体制

■ 千葉市の概要

千葉県のほぼ中央部に位置し、面積は271.78km²。東京湾に面し、海際の埋立地から内陸部に市街地が広がり、その後背地には里山や谷津が残ります。人口は985,335人（令和7年4月現在）。

平成4年に6つの行政区を有する政令指定都市となりました。

■ 千葉市の文化財の概要

令和7年8月時点

指定等文化財件数：120件 未指定文化財把握件数：4,968件

類型	種別	国指定等	県指定	市指定	国登録	県登録	市登録 ^{※1}	合計
有形文化財	建造物	0	3	6	8	0	1	18
	絵画	1	7	0	0	0	0	8
	彫刻	1	3	16	0	0	0	20
	工芸品	3	4	3	0	0	0	10
	書跡・典籍	0	2	0	0	0	0	2
	古文書	0	1	2	0	0	2	5
	考古資料	0	2	8	0	0	0	10
	歴史資料	0	0	1	0	0	1	2
無形文化財		0	2	0	0	0	0	2
民俗文化財	有形の民俗文化財	0	0	1	1	0	0	2
	無形の民俗文化財	1 ^{※2}	2	1	0	0	4	8
記念物	遺跡	5 ^{※3}	6	12	0	0	2	25
	名勝地	0	0	1	0	0	0	1
	動物、植物、地質鉱物	4 ^{※4}	3	0	0	0	0	7
文化的景観		0	—	—	—	—	—	0
伝統的建造物群		0	—	—	—	—	—	0
合計		15 ^{※2・3}	35	51	9	0	10	120

※1 うち1件は特別史跡 ※2 うち1件は特別天然記念物

文化財の保存技術	0	0	0	—	—	—	0
----------	---	---	---	---	---	---	---

千葉市の歴史文化の特徴

①東京湾と下総台地がもたらした豊かな自然資源

東京湾の海産資源と下総台地の陸産資源という2つの豊かな自然は、各時代の文化形成の根幹をなし、加曽利貝塚や古墳、千葉氏による中世のまちなどが形成されました。近・現代においても、自然地形を活かした飛行場やリゾート地の歴史を伝える資料や景観、谷津田の田園風景が遺り、自然景観が広く親しまれています。

②房総と鎌倉・江戸・東京を結ぶ中継地

海と陸の利便性を活かし、古代から海上・陸上交通の要衝として発展してきました。東京湾の対岸の鎌倉・江戸へ行き来する海上交通の拠点となり、明治以降の鉄道網の整備で政治・経済・文化の面から、房総半島における中心地としての地位を確立しました。

③海と陸の文化を取り入れ育んだ生活と信仰

海と陸の豊かな自然資源に根ざした東京湾沿岸部の漁業や、内陸部の農業が発展し、それらは海の神を祀る祭りや山岳信仰などの民俗文化を育んできました。都市化が進む現代においても、自然との関わりの中で育まれた生活や文化は、千葉市の歴史文化を物語る重要な要素として受け継がれています。

文化財の保存・活用の推進体制

国や千葉県など行政のほか、専門機関、関係団体、文化財所有者や市民・地域といった多様な主体と連携・協働して取り組みます。



専門機関：文化財課・市立博物館の附属機関、大学、市内博物館・美術館 等

関係団体：千葉市教育振興財団、千葉市文化振興財団、千葉市観光協会、千葉商工会議所、都市IDに関わる団体、ボランティア等

所有者：文化財を所有・管理する個人や寺社・企業、保存会や継承団体 等

市民・地域：市内在住・在勤者、企業、自治会、小・中・高・専門学校 等

計画の進捗管理と自己評価の方法

文化財保存活用協議会において、本計画の進捗状況の確認を行い、取組みに対する課題点を把握し、適切な対策を検討していきます。

■ 計画の基本理念と基本方針

基本理念

市民や関係団体、所有者、専門機関、行政等が文化財のもつ新たな価値や魅力を知り、これまで以上に文化財に愛着を持ち、文化財を守り伝えていくための担い手であるという意識を共有します。そして、地域に残る文化財を、地域が一体となって守り伝えることで、文化財を活かした魅力溢れるまちづくりを行うことを基本理念とします。さらに、文化財を通して人と人とのつながりが生まれ、新たな地域コミュニティの創出や地域活性化につながることを期待します。

基本方針

○文化財の価値・魅力を「知る」

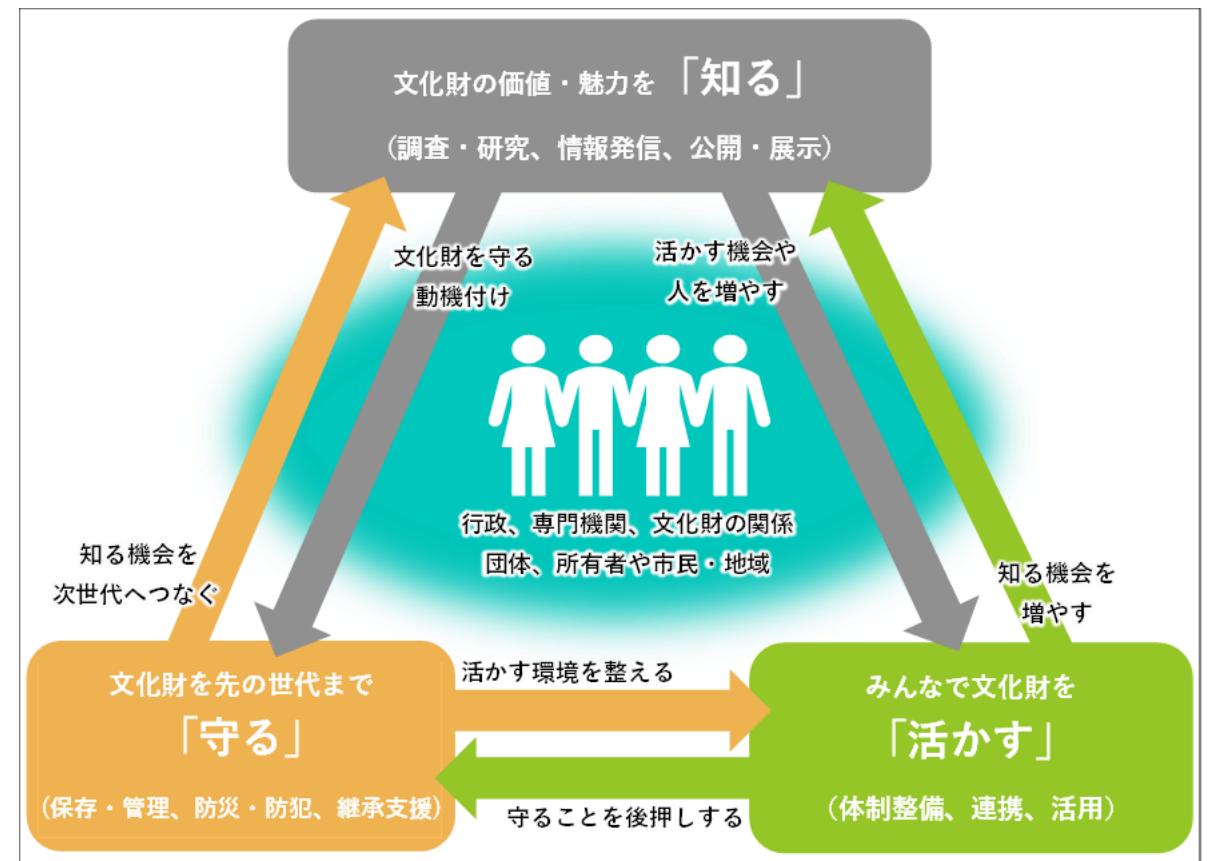
(調査・研究、情報発信、公開・展示)

○みんなで文化財を「活かす」

(体制整備、連携、活用)

○文化財を先の世代まで「守る」

(保存・管理、防災・防犯、継承支援)



文化財の保存・活用に関する課題・方針・主な取組み

【主な課題】

把握調査、現況確認調査における課題
現状確認・情報更新ができていない

【方針】

①文化財の把握調査、現況確認調査の推進

【主な取組み】

- 1 調査済み類型・種別の現状確認調査【重】
- 2 未調査類型・種別の把握調査【重】

文化財の価値・魅力を「知る」

調査・研究、指定・登録における課題
都市アイデンティティに関する文化財の調査・研究と公開が不十分

②文化財の価値や魅力を明らかにするための調査・研究と成果の公開

- 3 都市ID関連遺跡の発掘調査の実施【重】
- 4～7 縄文文化研究・郷土史研究の推進及び研究成果の公開
- 8 市史編さん事業の推進
- 9 指定等による保護の推進

公開・展示における課題
文化財に触れる機会や場所が限定的

③文化財を知る機会・場所の創出

- 10・11 公開展示、講座の開催
- 12・13 展示可能施設の把握・連携【新】、既存展示施設の再整備

情報発信における課題
文化財情報の発信が不十分

④文化財情報の効果的な発信

- 14 大学等機関との連携による若年層への訴求力向上【新】
- 15～18 多様な媒体、加曽利貝塚PR大使かそりーぬ、説明板等を活用した発信

※【新】:新規事業

【重】重点的に取組む事業

文化財の保存・活用に関する課題・方針・主な取組み

【主な課題】

【方針】

【主な取組み】

みんなで文化財を「活かす」

体制整備における課題

文化財を管理・活用するためのデータベースが未整備、人材確保やノウハウの継承が不十分

⑤保存・活用を推進するための体制整備

19 文化財のデータベースによる管理及び情報公開
【新】

20・21 専門職員等の確保・育成、業務マニュアルの整備

連携における課題

多様な主体との連携が不足

⑥多様な主体との連携促進

⑦市民・関係団体による活動の把握と相互連携

22 協議会による計画の進捗管理 【新】

24 関係自治体との連携事業の実施 【新】

25 関係団体の活動調査 【新】

27 市民や関係団体の相互連携 【新】

活用（まちづくり）における課題

観光やまちづくり事業と連携した文化財の活用が不十分

⑧文化財の価値や魅力を伝える多角的な活用

28 保存活用計画等に基づく加曾利貝塚の整備 【重】

29～31 観光やまちづくり事業での活用促進、ユニークベニュー（※1）の検討、シェアサイクルの活用推進 【新】

活用（教育）における課題

文化財を活用した授業が不十分

⑨学校教育における文化財の活用の促進

33 博物館等へのエデュケーター（教育普及担当職員）
※2の配置

36 地域の歴史や文化財に関する授業への専門職員やボランティア講師の派遣

※1 ユニークベニュー：文化財・文化的施設で会議やイベントを実施し特別感や地域特性を演出することを目的とした活用手段。
例）市指定文化財「旧川崎銀行千葉支店本館」での音楽コンサートの実施

※2 エデュケーター：教育普及を専門に行う者を指す。元教員等、学校教育現場を熟知している者を配置することにより、博物館や文化財を学校教育に活用しやすくすることを意図する。

文化財の保存・活用に関する課題・方針・主な取組み

文化財を先の世代まで「守る」

【主な課題】

保存・管理における課題

文化財の適切な保存・管理が必要
埋蔵文化財保護制度の周知が不十分
文化財の収蔵スペースが不足

【方針】

⑩文化財の適切な保存・管理

⑪文化財収蔵施設の適切な管理

【主な取組み】

37～39 市が管理する文化財の適切な保存管理

42・43 埋蔵文化財保護制度の周知、適切な埋蔵文化財調査

44・45 収蔵施設の適切な維持管理及び収蔵スペース不足の解消

防災・防犯における課題

文化財の防災・防犯体制が不十分

⑫文化財の防災・防犯の推進

46・47 防災・防犯状況の調査、対策の検討

48 災害時等の連絡体制やマニュアルの整備【新】

49 講習会や文化財パトロールの実施

継承支援における課題

所有者や保存団体の経済的な負担、所有者変更の際の引き継ぎの難しさ、後継者不足

⑬継承支援策の強化

50・51 補助金の交付による支援、民間助成金の活用促進

52 所有者等対象の講習会の実施【新】

53 郷土芸能保存団体間の交流の促進

※【新】:新規事業

【重】重点的に取組む事業